住　宅　用　家　屋　証　明　書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - （ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋〔　　年　月　日　（ハ）新築／（二）取得　〕がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申　請　者　の　住　所	
申　請　者　の　氏　名	
家　屋　の　所　在　地	
取得の原因（移転登記の場合）	（１）売買　　（２）競落

令和　年　月　　日

苫小牧市長　岩　倉　　博　文　　印